

配偶者控除の見直しについて

政府・与党は平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを決定しました。
(平成30年分以後の所得税について適用。) 今回の税制改正大綱の目玉として、取り上げます。

まず、現行の配偶者控除と配偶者特別控除がどのようなものかを確認します。

(現行の配偶者控除の概要)

- 納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額(38万円、配偶者が70歳以上の場合は48万円)の所得控除が受けられます。
- 所得税法上の控除対象配偶者とは、次の4つの要件の全てに当てはまる人です。
 - (1) 民法の規定による配偶者であること。(内縁関係の人は該当しません。)
 - (2) 控除を受けると生計を一にしていること。
 - (3) その年に青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。
 - (4) 年間の合計所得金額が38万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)であること。

(現行の配偶者特別控除の概要)

- 配偶者に38万円を超える所得(給与のみの場合は給与収入が103万円超)があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、次の要件を満たす場合は、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額(最大38万円、配偶者の所得金額が多いほど逡減します。)の所得控除が受けられます。
- 配偶者特別控除を受けるための要件
 - (1) 控除を受けるとその年における合計所得金額が1,000万円以下(給与のみの場合は給与収入が1,220万円以下)であること。
 - (2) 配偶者が、次の五つの要件全てに当てはまること。
 - イ 民法の規定による配偶者であること。(内縁関係の人は該当しません。)
 - ロ 控除を受けると生計を一にしていること。
 - ハ その年に青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。
 - ニ 他の人の扶養親族となっていないこと。
 - ホ 年間の合計所得金額が38万円超76万円未満(給与のみの場合は給与収入が103万円超141万円未満)であること。

上記2つの控除をサラリーマン家庭に当てはめると、現行は次のようになります。

- ① 妻の給与収入が103万円以下の場合、夫の所得から38万円の配偶者控除が受けられます。
- ② 妻の給与収入が103万円超141万円未満の場合、夫の所得から38万~3万円(妻の給与が多いほど逡減します。)の配偶者特別控除が受けられます。

配偶者控除の要件が、妻の給与収入が103万円以下であることから、しばしば「103万円の壁」などと呼ばれます。

では、今回の見直しにより、控除額が現行水準と比較してどうなるかを確認します。

まず、配偶者控除ですが、現行は納税者の所得金額に関わらず一定金額が控除できたのに対し、見直し後は、納税者の所得金額が多いと控除が減額またはなしとなります。

(夫) 納税者の 合計所得金額	(夫) 納税者が給与のみ の場合の給与収入	配偶者控除額	
		左：見直し後 一般	(右：現行) 配偶者が70歳以上
900万円以下	1,120万円以下	38万円(38万円)	48万円(48万円)
900万円超 950万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	26万円(38万円)	32万円(48万円)
950万円超 1,000万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	13万円(38万円)	16万円(48万円)
1,000万円超	1,220万円超	なし(38万円)	なし(48万円)

次に、配偶者特別控除ですが、現行は配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満(給与のみの場合は給与収入が103万円超141万円未満)であることが要件ですが、見直し後は、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円未満(給与のみの場合は給与収入が103万円超201万円以下)であることと対象範囲が拡大されます。一方、納税者の所得金額が多いと控除額が減額となる場合があります。

(夫) 納税者が給与のみ の場合の給与収入	(妻) 配偶者の給与収入			
	配偶者特別控除額		上段：見直し後 (下段：現行)	
	103万円超 141万円未満	141万円以上 150万円以下	150万円超 201万円以下	201万円超
1,120万円以下	38万円 (38万~3万円)	38万円 (なし)	36万~3万円 (なし)	なし (なし)
1,120万円超 1,170万円以下	26万円 (38万~3万円)	26万円 (なし)	24万~2万円 (なし)	なし (なし)
1,170万円超 1,220万円以下	13万円 (38万~3万円)	13万円 (なし)	12万~1万円 (なし)	なし (なし)
1,220万円超	なし (なし)	なし (なし)	なし (なし)	なし (なし)

全体として、配偶者特別控除の対象範囲が拡大されたことで、「103万円の壁」が無くなり、妻が今までよりもパート等の収入を増やしやすくなると言えるでしょう。一方、夫の収入が多い家庭は、控除が減額またはなしとなる場合が多く、税負担が増えるでしょう。

※ 地方税の控除については、紙面の都合により説明を割愛しております。ご了承ください。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先